独立行政法人空港周辺整備機構が民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに主務大臣が算定する金額の算定基準

（払戻算定対象額）

第一条　この基準において「払戻算定対象額」とは、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第四十六条の三第三項の規定に基づき、独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）が、民間等出資に係る不要財産（同条第一項に規定する民間等出資に係る不要財産をいい、金銭を除く。以下同じ。）を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の譲渡の日における帳簿価額又は取得の日における帳簿価額のいずれか低い額を超える額がある場合には、その額を除く。）から機構が当該財産の譲渡に要した費用の額のうち国土交通大臣が定める額を控除した額をいう。

（算定基準）

第二条　機構が通則法第四十六条の三第二項の規定に基づく請求を受け、民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに、同条第三項の規定に基づき主務大臣が算定する金額は、払戻算定対象額に、当該請求を行った出資者からの当該財産の取得の日における帳簿価額に占める割合を乗じて得た金額とする。

附　則

この告示は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十七号）の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から施行する。

○国土交通省告示第千四百十六号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政法人海上災害防止センターが政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を次のように定める。

平成二十二年十一月二十六日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

独立行政法人海上災害防止センターが政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準

（納付算定対象額）

第一条　この基準において「納付算定対象額」とは、独立行政法人通則法第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政法人海上災害防止センター（以下「センター」という。）が、国土交通大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産（同条第一項に規定する政府出資等に係る不要財産をいい、金銭を除く。以下同じ。）を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の譲渡の日における帳簿価額又は取得の日における帳簿価額のいずれか低い額を超える額がある場合には、その額を除く。）からセンターが当該財産の譲渡に要した費用の額のうち国土交通大臣が定める額を控除した額をいう。

（算定基準）

第二条　センターが、通則法第四十六条の三第二項の規定に基づく請求を受け、民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに、同条第三項の規定に基づき主務大臣が算定する金額は、払戻算定対象額に、当該請求を行った出資者からの当該財産の取得の日における帳簿価額に占める割合を乗じて得た金額とする。

附　則

この告示は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十七号）の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から施行する。

○国土交通省告示第千四百十七号

独立行政法人海上災害防止センターが、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の三第二項の規定に基づく請求を受けたときに、同条第三項の規定に基づき民間等出資に係る不要財産の譲渡により生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）の範囲内で主務大臣が算定する金額の算定基準を次のように定める。

平成二十二年十一月二十六日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

独立行政法人海上災害防止センターが民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに主務大臣が算定する金額の算定基準

（払戻算定対象額）

第一条　この基準において「払戻算定対象額」とは、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第四十六条の三第三項の規定に基づき、独立行政法人海上災害防止センター（以下「センター」という。）が、民間等出資に係る不要財産（同条第一項に規定する民間等出資に係る不要財産をいい、金銭を除く。以下同じ。）を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の譲渡の日における帳簿価額又は取得の日における帳簿価額のいずれか低い額を超える額がある場合には、その額を除く。）からセンターが当該財産の譲渡に要した費用の額のうち国土交通大臣が定める額を控除した額をいう。

（算定基準）

第二条　センターが、通則法第四十六条の三第二項の規定に基づく請求を受け、民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに、同条第三項の規定に基づき主務大臣が算定する金額は、払戻算定対象額に、当該請求を行った出資者からの当該財産の取得の日における帳簿価額に占める割合を乗じて得た金額とする。

附　則

この告示は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十七号）の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から施行する。

○国土交通省告示第千四百十八号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を次のように定める。

平成二十二年十一月二十六日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

独立行政法人都市再生機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準

（納付算定対象額）

第一条　この基準において「納付算定対象額」とは、独立行政法人通則法第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が、国土交通大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産（同条第一項に規定する政府出資等に係る不要財産をいい、金銭を除く。以下同じ。）を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）から機構が当該財産の譲渡に要した費用の額のうち国土交通大臣が定める額を控除した額をいう。

（算定基準）

第二条　機構が通則法第四十六条の三第二項の規定に基づく請求を受け、民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに、同条第三項の規定に基づき主務大臣が算定する金額は、払戻算定対象額に、当該請求を行った出資者からの当該財産の取得の日における帳簿価額に占める割合を乗じて得た金額とする。

附　則

この告示は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十七号）の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から施行する。

○国土交通省告示第千四百十九号

独立行政法人都市再生機構が、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の三第二項の規定に基づく請求を受けたときに、同条第三項の規定に基づき民間等出資に係る不要財産の譲渡により生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）の範囲内で主務大臣が算定する金額の算定基準を次のように定める。

平成二十二年十一月二十六日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

独立行政法人都市再生機構が民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに主務大臣が算定する金額の算定基準

（払戻算定対象額）

第一条　この基準において「払戻算定対象額」とは、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第四十六条の三第三項の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が、民間等出資に係る不要財産（同条第一項に規定する民間等出資に係る不要財産をいい、金銭を除く。以下同じ。）を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の譲渡の日における帳簿価額又は取得の日における帳簿価額のいずれか低い額を超える額がある場合には、その額を除く。）から機構が当該財産の譲渡に要した費用の額のうち国土交通大臣が定める額を控除した額をいう。

（算定基準）

第二条　機構が、通則法第四十六条の三第二項の規定に基づく請求を受け、民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに、同条第三項の規定に基づき主務大臣が算定する金額は、払戻算定対象額に、当該請求を行った出資者からの当該財産の取得の日における帳簿価額に占める割合を乗じて得た金額とする。

附　則

この告示は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十七号）の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から施行する。